

県単野菜・花き価格安定対策事業業務方法書

平成22年8月23日承認
平成25年8月8日変更承認
平成26年7月4日変更承認
平成26年12月22日変更承認
平成30年8月30日変更承認
平成30年12月18日変更承認

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会（以下「協会」という。）

定款第3条の規定に基づき、協会が行う県単野菜・花き価格安定対策事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公平かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 協会は、指定消費地域及びこれに準ずる消費地域における県単野菜・花き価格安定対策事業業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に掲げる対象野菜・花きの価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜・花き（県単野菜・花き価格安定対策事業実施要領（平成22年4月16日付け青農園第53号以下「要領」という。）の定めるところにより、青森県知事（以下「知事」という。）の選定した対象産地の区域内で生産されたものに限る。以下同じ。）の出荷に関し、農業協同組合（以下「農協」という。）との間に直接又は間接の委託関係（農協に対してされた区域内対象野菜・花きの出荷の委託（農協に対して区域内対象野菜・花きの出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象野菜・花きの出荷につき順次なされた出荷の委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、農協に対して価格差補給交付金を交付する事業（以下「野菜・花き価格差補給事業」という。）を行う。

(対象市場群及び対象出荷期間)

第4条 野菜・花き価格差補給事業の対象野菜・花き、対象市場群及び対象出荷期間は、実施細則の各欄に掲げるものとする。

(業務対象年間)

第5条 協会は、実施細則に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2 協会は、価格差補給交付金の交付に充てるための準備金（以下「準備金」という。）が、著しく減少したことにより、事業を行うことが困難と認められた場合及びその他やむを得ないと認められる場合には、知事の承認を得て業務対象年間の短縮することができる。

第2章 価格差補給交付金及び補給金の交付

(価格差補給交付金の交付に関する申込)

第6条 農協は、実施細則に掲げる業務区分（以下「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日まで別記様式第1号の申込書により申

込むものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を農協に通知するものとする。

(負担金)

第7条 協会は、前条第2項の規定により農協に通知したときは、次項に掲げる団体に負担させるものとする。

- 2 負担金の額は、業務区分ごとに実施細則の資金造成単価の欄に掲げる額に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、準備金に残額のあった業務区分について負担金を納入したそれぞれの団体に係る負担金の額は、この額から会長が知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

- (1) 全国農業協同組合連合会青森県本部10分の2
- (2) 農協、生産者10分の4
- (3) 市町村10分の1

なお、市町村は、負担金を農協に拠出することとし、農協は市町村負担及び生産者負担等を併せて資金造成額の10分の5を協会に納入する。

- 3 前項の負担金は、業務対象年間の開始の日の前日で、実施細則に定める日までに協会が指定する金融機関を通じて納入するものとする。

(交付予約数量の増加)

第8条 農協は、業務対象年間の途中において交付予約数量を増加しようとする場合は、当該事業年度の対象出荷期間の開始の日の前日までに別記様式第2号による交付予約数量増加申込書を協会に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申込みについては、第6条及び第7条の規定を準用する。

(交付予約数量の減少又は解約)

第9条 第6条第2項の規定により通知を受けた農協は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。

- 2 前項の申込み期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申込みものとする。第6条第2項の規定により通知を受けた農協は、別記様式第3号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申込みことができる。

(延滞金)

第10条 協会は、農協が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数により年1.475%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(負担金の相殺の禁止)

第11条 農協は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(負担金の返戻)

第12条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を農協に対し返戻しないものとする。

- 2 第5条第1項に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間

に係る交付予約数量が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量又は資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合、又は第9条第2項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合において、農協から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。
(価格差補給交付金を交付する場合)

第13条 価格差補給交付金の交付は、業務区分ごとに第6条第1項の規定による申込みをした農協が、その生産者の委託を受けて当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜・花き（協会が別に定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の旬別平均販売価額（旬別の加重平均販売価額に相当する額。以下「旬別平均販売価額」という。）が実施細則に掲げる保証基準額（以下「保証基準額」という。）を下回った場合に農協に対し行うものとする。

2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで、21日から31日までを1旬として計算するものとする。

(価格差補給交付金の額)

第14条 対象野菜・花きについての価格差補給交付金の額は、業務区分ごとに、旬別の価格差補給交付金を交付する単価（以下「価格差補給交付金単価」という。）に農協がその生産者の委託を受けて当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜・花きの数量から、第3項に定める価格差補給交付金の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量が、その数量を当該出荷期間内に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜・花きの数量で除して得た数値に農協に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の旬別の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が実施細則に掲げる最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に、野菜は10分の7、花きは10分の8を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する価格差補給交付金の交付の対象としない数量とは、委託生産者が農協に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業を利用しない期間における出荷を委託した数量とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第15条 農協は、旬別に対象市場群の卸売業者からその旬に係る最終日の仕切書を受領した日から10日以内にその写しを協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された仕切書の写しに基づき、前2条の場合における対象野菜・花きの出荷数量及び販売価額を認定する。

(旬別平均販売価額の通知)

第16条 協会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後、遅滞なく対象野菜・花きの出荷数量及び旬別平均販売価額を算定し、その結果を農協及び知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金の交付申請)

第17条 農協は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第4号による価格差補給交付金交付申請書を協会に提出する。

(価格差補給交付金の交付)

第18条 協会は、前条の申請書を受領したときは、遅滞なく価格差補給交付金を交付するものとする。

2 価格差補給交付金の交付を受けた農協は、その価格差補給交付金を速やかに第14条第1項の委託に係る生産者に対して交付しなければならない。

3 農協は、生産者に対し価格差補給交付金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第5号の価格差補給金交付報告書により協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金の一部交付等)

第19条 協会は、農協が次の各号に該当する場合には、価格差補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 出荷計画を著しくみだしたとき
- (2) 協会に対する義務の履行を怠ったとき
- (3) その他の不正行為のあったとき

(価格差補給交付金の削減)

第20条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金の額が実施細則の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金のうち、準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金の金額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金の造成等)

第21条 協会は、業務区分ごとに第7条第1項の規定により、全国農業協同組合連合会青森県本部、市町村負担及び生産者負担等を併せて農協から徴する負担金及び県から価格差補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

- 2 交付準備金は、価格差補給交付金の交付に充てる場合及び交付準備金を返戻する場合を除き、これを処分してはならない。
- 3 交付準備金の運用により生じた利益は、交付準備金等に繰入れることができるものとする。
- 4 交付準備金の運用により生じた利益は、単年度中は、交付準備金運用益で管理し、次年度に特別積立金として管理する。この場合、交付準備金運用益の額を、県及び農協等に配分して管理するものとする。

第3章 雑 則

(報告及び調査)

第22条 協会は、農協に対し必要があると認めたときは、対象野菜・花きの生産出荷状況及び価格差補給交付金交付業務等について報告を徴し、また関係帳簿等の調査を行うことができる。

(証拠書類の保存)

第23条 協会は、交付準備金の造成、価格差補給交付金の交付に用いた帳簿及び証拠書類は、その事業年度の終了の翌年から5年間保存しなければならない。

(業務方法書の変更及び細則の制定)

第24条 協会は、この業務方法書を変更しようとする場合は、あらかじめ理事会の承認を経て、知事の承認を得るものとする。

- 2 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 3 協会は、この細則を変更しようとする場合は、あらかじめ会長の承認を経て、知事の承認を得るものとする。

附 則

(平成22年8月23日付け青農園第255号)

- 1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 施行日において、第6条第1項の規定による申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、同規定に係わらず平成22年5月15日とする。

(平成25年8月8日付け青農園第213号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成25年5月1日から適用する。

(平成26年7月4日付け青農園第176号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年12月22日付け青農園第403号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成26年4月1日から適用する。

(平成30年8月30日付け青農園第200号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成30年10月1日から適用する。

(平成30年12月18日付け青農園第386号)

1 この業務方法書は県知事の承認のあった日から施行、平成30年12月18日から適用する。

別記様式第1号

県単野菜・花き価格差補給交付金交付申込書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

J A 名
組合長名

印

貴協会の業務方法書を承知の上、生産出荷計画書に基づき価格差補給交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申込みいたします。

記

1. 業務区分

- (1) 対象野菜・花き
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間
- (4) 対象産地名

2. 交付予約数量

別記様式第2号

県単野菜・花き価格差補給交付金交付予約数量増加申込書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

J A 名
組合長名

印

貴協会の業務方法書を承知の上、生産出荷計画書に基づき、予約数量を増加したいので下記のとおり申込みいたします。

記

1. 業務区分

- (1) 対象野菜・花き
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間
- (4) 対象産地名

2. 交付予約数量

別記様式第3号

県単野菜・花き価格差補給交付金交付予約数量減少（又は解約）申込書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

J A 名
組合長名

㊞

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、貴協会の業務方法書第3条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、貴協会の業務方法書第9条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を次のとおり減少したいので申し込みます。

記

1. 業務区分

- (1) 対象野菜・花き
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間
- (4) 対象産地名

2. 交付予約数量

- (1) 既申込みの交付予約数量 トン
- (2) 交付予約数量の減少数量 トン
- (3) 減少後の交付予約数量 (1) - (2) トン

県単野菜・花き価格安定対策事業価格差補給交付金交付申請書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

申請者
住 所
J A 名
組合長名 ㊟

貴協会の業務方法書第17条の規定により下記のとおり価格差補給交付金の交付を申請いたします。

記

1. 価格差補給交付金申請額 円

2. 業務区分

- (1) 対象野菜・花き
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間
- (4) 同上の算出基礎

(単位：kg、円銭)

月	旬	対象出荷期間の出荷計画数量	同出荷実績	左欄のうち第12条第1項の出荷数量	第14条第1項の規定に基づき配分された旬別交付予約数量	旬別交付金単価
	上					
	中					
	下					
	計					
	上					
	中					
	下					
	計					
	上					
	中					
	下					
	計					
合計						

3. 委託生産者数 人

県単野菜・花き価格安定対策事業補給金交付報告書

発第 号
年 月 日

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会
会長理事 殿

住 所
J A 名
組合長名

印

貴協会の業務方法書第18条第3項の規定により、下記のとおり補給金を交付しましたので報告します。

記

1. 業務区分

- (1) 対象野菜・花き
- (2) 対象市場群
- (3) 対象出荷期間

2. 価格差補給交付金の受領額 円

3. 生産者に対する補給金の交付済み額 円

4. 交付経路

価格差補給交付金受領年月日	対象産地名	J A 名	生産者に対する補給金交付額	補給金対象生産者数	補給金交付終了年月日
			円	人	

5. 添付資料

- (1) 生産者への送金通知書の写し、またはJ A内部の振替伝票の写し